

私立高等学校等に在学する高校生等及び保護者等の皆様へ

## 令和6年度奨学給付金(新入生に対する前倒し支給)のお知らせ

鹿児島県では、家庭の状況にかかわらず、私立高等学校等に在籍する高校生等が安心して教育を受けられるよう、低所得世帯の授業料以外の教育費負担(教科書費、教材費、学用品費、PTA会費、修学旅行費等)を軽減するため、返還不要の「奨学給付金」を支給します。

前倒し給付は、この奨学給付金について、対象となる世帯で希望する新入生に対して4月～6月分相当額を前倒しで支給する制度です。希望しない場合は在校生と同じように一括の給付となります。

授業料の負担を軽減する「就学支援金制度」とは、別の制度です。

対象となる世帯は、毎年度、申請手続が必要ですので、忘れずに申請してください。

なお、今回申請された場合も、7月分以降の給付は7月1日を基準日として支給要件を確認するので、再度申請が必要になります。

7月分以降の給付については別途お知らせします。

### 1 対象となる世帯と支給

#### (1) 令和6年4月1日現在において、次の①～⑤のすべてを満たす世帯

- ① 高校生等の保護者等が鹿児島県内に住所を有していること。  
※県外在住の場合は、在住する都道府県にお問合せください。
- ② 高校生等が新入生であり、4月から6月分に相当する額の前倒し支給を希望すること。
- ③ 生活保護(生業扶助(高校生は、高等学校等就学費)が措置されている)世帯、保護者等全員の道府県民税所得割及び市町村民税所得割額が非課税である世帯又は家計急変による経済的理由から保護者等全員の県民税所得割及び市町村民税所得割額のいずれも非課税世帯に相当すると認められる世帯。
- ④ 高校生等が高等学校等就学支援金の受給資格者又は学び直し支援金の支給対象者であること。  
※学校の所在地は県内外を問いません。
- ⑤ 児童福祉法による見学旅行費又は特別育成費(母子生活支援施設の高校生等を除く。)が措置されていないこと。(里親委託費を受給していないこと。)

※ 保護者等とは、保護者(親権者)、親権者が存在しない場合は未成年後見人や生徒の生計をその収入により維持している方、又は生徒本人等をいいます。

#### (2) 支給額は次の世帯区分に応じて、対象生徒1人へ支給

世帯区分	生活保護(生業扶助)受給世帯	保護者等全員の道府県民税所得割及び市町村民税所得割額が非課税の世帯 ※家計急変により非課税に相当すると認められる世帯も含む		
		通信制専攻科	通信制・専攻科以外※	
			第1子	第2子以降
支給額	13,150円	13,025円	35,650円	38,000円
年額	52,600円	52,100円	142,600円	152,000円

※ 対象生徒が通信制、専攻科以外の高等学校等に在籍する場合は、世帯の構成員の状況によって支給額が異なります。詳しくは、5ページを御覧ください。

※ 前倒し給付は4～6月分相当額を支給することから、7月以降も受給の要件を満たす場合、通常支給分申請時に再度申請書を提出することで7～3月分の相当額(年額一前倒し支給額)が支給されます。

## 2 申請期限と申請方法

令和6年6月12日(水)までに在籍する私立高等学校等へ提出してください。

- ・受給認定の基準日は、令和6年4月1日となります。
- ・申請用紙は、鹿児島県ホームページからもダウンロードできます。

## 3 支給時期と支給方法

令和6年8月以降に申出のあった保護者等の口座に振り込みます。

- ・審査状況及び支給決定の時期によって、変更する場合があります。
- ・支給決定は、審査後、学校等を通じて支給決定通知書を送付します。
- ・支給決定通知書が届く前に支払日について鹿児島県や学校にお問い合わせいただいても回答はできませんのでご了承ください。
- ・授業料以外の学校徴収金と相殺するため、在籍する学校設置者に支払うことも可能ですが、ただし、学校設置者の了解が必要です。

## 4 注意事項

- 1 給付金は生徒の教育費に利用してください。
- 2 今回の支給は4月～6月分の前倒し支給となるため、7月以降の給付金については再度申請を行う必要があります。
- 3 申請書の記載と異なる事実が判明したとき、又は偽りその他の不正の手段により支給決定を受けたときは給付金を返還することとなります。

## 5 問い合わせ先

〒890-8577  
鹿児島県鹿児島市鴨池新町10番1号  
鹿児島県学事法制課私立学校係  
TEL:099-286-2146  
受付時間:平日9:00～12:00 13:00～17:00

## 6 申請に必要な提出書類

(1) 生活保護(生業扶助)世帯及び非課税世帯

### (ア) 申請者全員が提出する書類

書類名	添付書類
①私立高等学校等奨学給付金受給申請書 (第1号様式)	受給申請書の記載住所が課税証明書と異なる場合、令和6年4月1日現在の居住地が確認できる申請者の住民票(マイナンバーの記載がないもの)を添付
②通帳の写し貼付台紙(第2号様式) ※保護者等の口座に振込を希望する場合	振込先の通帳の写し(金融機関名、支店名、預金種別、口座番号、口座名義(カタカナ)の記載ページ)を添付
③奨学給付金委任状(第3号様式) ※学校徴収金と相殺を希望する場合	

※②は、選択する支給方法により異なります。

### (イ) 世帯区分に応じて必要となる添付書類

書類名	生活保護 (生業扶助) 受給世帯	保護者等全員の道府県民税所得割及び市町村民税所得割額が非課税世帯(生活保護(生業扶助)受給世帯を除く。)	
		通信制 専攻科	通信制・専攻科以外 第1子 第2子以降
③生業扶助(高等学校等就学費)受給証明書(様式2号) ※令和6年4月1日以降に発行されたもの ※生業扶助(高校生の場合は、高等学校等就学費)の受給が分かるもの ※福祉事務所等が発行する生活保護受給証明書で生業扶助(高校生の場合は、高等学校等就学費)の措置状況が確認できる場合は、代用も可とする。	●		
④保護者等全員の課税証明書 ※道府県民税所得割及び市町村民税所得割額が分かるもので、扶養控除等が省略されていないもの ※課税証明書は市役所・町村役場で発行 ※課税証明書は前年度(令和5年度)の提出が必要 ※鹿児島県内の私立高等学校等に在籍の場合は、高等学校等就学支援金申請時に学校等へ提出した課税証明書の写しで可(学校等において複写したものでも良い。)ただし、鹿児島県外の私立高等学校等に在籍の場合は、原本の提出が必要 ※家庭の事情により、やむを得ず保護者等全員の課税証明書を提出できない場合は、提出可能な保護者等の課税証明書で可 ※保護者である両親のうち片方が扶養控除対象者である場合であっても課税証明書の提出の省略はできない。		● ● ●	

### (ウ) 申請に必要な提出書類(まとめ)

生活保護(生業扶助) 受給世帯	保護者等全員の道府県民税所得割及び市町村民税所得割額が非課税の世帯		
	通信制・専攻科	通信制・専攻科以外 第1子	第2子以降
①②③	①②④	①②④	①②④

※その他、家庭の状況などに応じて他に添付書類が必要となる場合があります。

(2) 家計急変世帯として申請する場合

書類名	添付書類
①私立高等学校等奨学給付金受給申請書 (第1号様式)	受給申請書の記載住所が課税証明書と異なる場合、申請者の住民票(続柄の記載があり、マイナンバーの記載がないもの)を添付
②通帳の写し貼付台紙(第2号様式) ※保護者等の口座に振込を希望する場合	振込先の通帳の写し(金融機関名、支店名、預金種別、口座番号、口座名義(カタナ)の記載ページ)を添付
③奨学給付金委任状(第3号様式) ※学校徴収金と相殺を希望する場合	
④家計急変の発生事由を証明する書類	離職票、雇用保険受給資格者証、解雇通知書、破産宣告通知書、廃業届出等
⑤家計急変前及び家計急変後の収入を証明する書類	直近の課税証明書の写し等(家計急変前)、会社作成の給与見込み、直近の給与明細、税理士又は公認会計士の作成した証明書類等
⑥保護者等の扶養親族の人数・年齢が確認できる書類	続柄の省略されていない扶養親族分の住民票(マイナンバーの記載がないもの)、扶養親族の記載が省略されていない課税証明書等(④と併せて也可)

※その他、家庭の状況などに応じて他に添付書類が必要となる場合があります。

## 【前倒し奨学給付金用】

参考1 世帯構成パターン図

### 高校生等奨学給付金（世帯構成パターン図）

#### ●子ども一人世帯



【全日制等】(第1子)

私立:35,650円



【全日制等】(第1子)

私立:35,650円



扶養されていない

#### ●多子世帯（※扶養されている15歳以上（中学生を除く。）23歳未満の兄弟姉妹がいる世帯）

##### ◎ 高校生等が2人いる世帯の場合



【全日制等】(第1子)

私立:35,650円



【全日制等】(第2子以降)

私立:38,000円



【通信制・専攻科】

私立:13,025円



【全日制等】(第2子以降)

私立:38,000円

(注)通信制の高等学校等や高等学校等専攻科に通う高校生等を含む複数の高校生がいる場合には、通信制・専攻科以外の高校生等については、給付額を増額し「第2子以降」の単価となる。

##### ◎ 高校生等以外の子どもがいる場合



【全日制等】(第2子以降)

私立:38,000円



【全日制等】(第2子以降)

私立:38,000円



【全日制等】(第2子以降)

私立:38,000円



扶養されている

別記

第1号様式(第5条関係)

## 【記載例】①「私立高等学校等奨学給付金受給申請書(第1号様式)」1枚目

令和〇年〇月〇日

鹿児島県知事

殿

## 私立高等学校等奨学給付金受給申請書

奨学給付金の受給を申請します。

↓ 奨学給付金の支給対象となる高校生等の保護者等の氏名、住所・連絡先等を記入してください。

申請区分	<input checked="" type="checkbox"/> 全学年選択可	<input checked="" type="checkbox"/> 新生のみ選択可(年2回の申請が必要となります。)		
	<input type="checkbox"/> 年額支給 (基準日 7月1日)	<input checked="" type="checkbox"/> 4月から6月相当額支給 (基準日 4月1日)	<input type="checkbox"/> 7月から翌年3月相当額支給 (基準日 7月1日)	<input type="checkbox"/> 家計急変世帯
フリガナ	カゴシマ タロウ		高校生等との 関係(いざれ かに○印)	親権者等・未成年後見人・未成年後見人である里親・主たる生計維持者・生徒本人・その他 ( ) ※親権者等とは親権者のほか高校生等が成年年齢に達する日以前に親権者であった者を含みます。
申請者氏名	鹿児島 太郎			
申請者住所 (基準日現在)	〒 890-8577 鹿児島県鹿児島市鴨池新町10-1 【連絡先 ※毎間に連絡の付く電話番号を記入してください。】 000 - 000 - 000			

## 【1】奨学給付金の支給対象となる高校生等

フリガナ	カゴシマ コウメ	生年月日 S H	〇〇年〇月〇日(満〇〇歳)	
氏名	鹿児島 小梅		学年 第〇学年	
学校の名称	〇〇高等学校 〇〇科		学年	第〇学年
在学する学校	学校の種類・課程・学科 (いざれかの□にレ点)	<input checked="" type="checkbox"/> 高等学校(全日制・定時制) <input type="checkbox"/> 中等教育学校(後期課程) <input type="checkbox"/> 専修学校(高等課程:昼間・夜間等学科) <input type="checkbox"/> 専修学校(高等課程:通信制学科)		
	□ 高等学校(通信制) <input type="checkbox"/> 高等専門学校(1~3学年) <input type="checkbox"/> 各種学校(外国人学校・その他) <input type="checkbox"/> 専修学校(一般課程:昼間・夜間等学科) <input type="checkbox"/> 専修学校(一般課程:通信制学科)			
学校の所在地	鹿児島 都道府県 鹿児島 市区町村 鴨池新町1234-5			
在学期間	R 6年 4月 1日 ~ 現在	在学中に給付金を受給した回数	なし 1回 2回 3回 4回 不明 <input checked="" type="checkbox"/>	
過去の高等学校等における在学期間	学校の名称	在学期間	学校の種類・課程・学科	在学中に給付金を受給した回数
	〇立〇〇高等学校	R4年4月1日 ~R6年3月31日	□ 通信制 □ 専攻科 <input checked="" type="checkbox"/> その他(全日, 定時) (1~2年)	なし 1回 2回 3回 4回 不明 <input type="checkbox"/> <input checked="" type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
	立		□ 通信制 □ 専攻科 <input type="checkbox"/> その他(全日, 定時)	なし 1回 2回 3回 4回 不明

奨学給付金の受給回数は通算で3回です。(定時制、通信制の高等学校等に通う高校生等の場合は4回)ただし、高等学校等修学支援事業費補助金(学び直しへの支援)の補助対象となる者については、この回数に最大2回を加えます。

## 【2】誓約事項

申請に当たり、以下の①及び②の内容を確認の上、□にレ点を記入してください。

## ① 共通

- 次の6点を確認の上、□にレ点を記入してください。
- この申請は、鹿児島県の規定に基づいています。
  - この申請は、鹿児島県の規定に基づいています。
  - この申請は、鹿児島県の規定に基づいています。
  - 私は、この申請は、鹿児島県の規定に基づいています。
  - この申請の対象となる高校生等は、児童福祉法による児童入所施設措置費(見学旅行費又は特別育成費(母子生活支援施設の高校生等を除く。))の支弁対象ではありません。
  - ※ 児童入所施設措置費の支弁対象となる高校生等には、里親委託費のうち、修学旅行費又は特別育成費を受給している世帯に扶養されている高校生等を含みます。
- 当申請の内容について、県が必要に応じ給付金の受給の有無や所得状況、生活保護の受給状況等について関係する都道府県や市町村に照会し、情報提供を受けることに同意します。
- 当申請後に年収見込額の変更があった場合は、速やかに鹿児島県へ報告し、同県の求めに従うことを同意します。

## ② 生活保護(生業扶助)の受給状況

基準日現在、生活保護法(昭和25年法律第144号)第36条の規定による生業扶助(高等学校等就学費)の受給状況について、必ずどちらかの□にレ点を記入してください。

 受給しています。

(生活保護受給証明書(生業扶助(高校生は、高等学校等就学費)の受給が分かるもの)を添付してください。)

→【6】を記入してください。

 受給していません。

→【3】以降を記入してください。

### 【3】保護者等の収入及び扶養親族

【記載例】①「私立高等学校等奨学給付金受給申請書(第1号様式)」2枚目

1 課税証明書等を提出する保護者等

(①～⑤にレ点を付けた保護者等全員の課税証明書等を添付してください。なお、④又は⑤に該当するときは、別紙「記入上の注意」3 ロを確認してください。)

①	<input checked="" type="checkbox"/> 親権者等(両親)2名分
	親権者等1名分(親権者が、一時的に親権を行う児童相談所長、児童福祉施設の長である場合は、その者を除く。)
②	<input type="checkbox"/> •離婚、死別等により親権者等が1名の場合
	<input type="checkbox"/> •親権者等が存在するものの、家庭の事情(例:DV、養育放棄等)によりやむを得ず、親権者等の1人の課税証明書等を提出できない場合 等
	(提出できない理由: )
③	<input type="checkbox"/> 未成年後見人( )名分
	親権者が存在せず、未成年後見人が選任されている場合(未成年後見人が複数選任されている場合は、全員分) ※ 未成年後見人が法人である場合又は財産に関する権限のみを行使すべきこととされている者である場合は、その者を除く。
④	<input type="checkbox"/> 生徒の生計をその収入により維持している者(主たる生計維持者)1名分 親権者等又は未成年後見人が存在しない場合、成人に達しているが、主たる生計維持者が存在する場合 等
⑤	<input type="checkbox"/> 生徒本人 親権者等、未成年後見人又は主たる生計維持者のいずれも存在しない場合であり、成人に達している場合 等

2 課税証明書等を提出する者の生徒との続柄について、該当するもの全ての□にレ点を記入してください。

父  母  祖父  祖母  兄  姉  その他( )

3 次の理由により、課税証明書等を提出しません。

<input type="checkbox"/>	所得確認の対象が生徒本人(親権者等、未成年後見人又は主たる生計維持者のいずれも存在しない場合)であるが、未成年で道府県民税所得割及び市町村民税所得割を課されるだけの収入を得ていない場合
--------------------------	--

4 基準日現在、保護者等に通信制以外の高等学校等に通う表面【1】の高校生等以外に15歳(中学生を除く。)以上23歳未満の扶養されている兄弟姉妹がいる場合には、以下に記入してください。

続柄	フリガナ 氏 名	生年月日(年齢) ※年齢は基準日現在	居住する 都道府県	学校名・職業等	学年等	今年度給付金 の申請有無
～専攻科含む等	兄・姉・弟・妹 <u>カゴシマ ジロウ</u>	H ○年 ○月 ○日 (満 ○○歳)	鹿児島県	○立 ○○高等学校	<input type="checkbox"/> 通信制 <input type="checkbox"/> 専攻科 <input checked="" type="checkbox"/> その他(全員、定期)(○○年)	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
	兄・姉・弟・妹 <u>鹿児島 次郎</u>					
	兄・姉・弟・妹					
等高校外生	兄・姉・弟・妹	H 年 月 日 (満 歳)				

※続柄欄は、支給対象となる高校生等からみた続柄で該当するものに○印を記入してください。

令和6年4月1日現在、表面【1】の高校生等以外に15歳(中学生を除く。)以上23歳未満の扶養されている兄弟姉妹がいる場合に、その兄弟姉妹について記入してください。

### 【4】家計急変に至った経緯 ※家計急変として申請する者のみ記載

家計急変発生日	年 月 日	急変前の世帯年収	円
(家計急変に至った経緯を詳しく記載すること。)			

#### 【提出書類】

- ・保護者等の家計急変の発生事由を証明する書類
- ・家計急変前及び家計急変後の収入を証明する書類等(確認書類)

## 【5】扶養誓約

### 【記載例】①「私立高等学校等奨学給付金受給申請書(第1号様式)」3枚目

私と下記の者は、健康保険法等における扶養者と被扶養者の関係と同等の関係にあることを誓約します。

この誓約の記載内容は、事実に相違ありません。

①被扶養者氏名	鹿児島 春子	②被扶養者氏名	鹿児島 小梅
①被扶養者との続柄	妻	②被扶養者との続柄	長女
③被扶養者氏名	鹿児島 次郎	④被扶養者氏名	鹿児島 桜子
③被扶養者との続柄	長男	④被扶養者との続柄	二女
⑤被扶養者氏名		⑥被扶養者氏名	
⑤被扶養者との続柄		⑥被扶養者との続柄	

(注)扶養者から見た被扶養者との続柄を記載してください。

添付する「通帳の写し」を確認しながら、記入してください。

## 【6】奨学給付金の支給方法

1 奨学給付金の支給方法について、①か②のどちらかを選択して□にレ点を記入してください。

<input checked="" type="checkbox"/>	口座振込みにより支給してください。 (※ 以下に振込先を記入し、通帳貼付台紙(別記第2号様式)を添付してください。)				
①	金融機関	ゆうちょ ※ 郵便局はゆうちょ銀行です。	銀行・労金・信金 信組・相信・農協	本・支店名 〇〇〇	本店・支店・支所 その他【 】
	預金種別 (どちらかに○)	普通・当座 ※ 賢蓄預金口座への振込はできません。		口座番号 1234567	
	口座名義	カゴシマ タロウ ※ 通帳裏面等に記載のカタカナ名義又はアルファベット名義を記入してください。			
②	<input type="checkbox"/>	支給対象となる高校生等の授業料以外の教育費と相殺するため、在学する学校設置者へ支給手続を委任します。(学校に了解を得た上で、奨学給付金委任状(別記第3号様式)を添付してください。)			